

高岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

高岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年高岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（長期欠席による報酬の不支給）

第3条の2 議会議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下この項において「閉会日」という。）までの間に開かれる会議及び委員会並びに高岡市議会会議規則（平成17年高岡市議会規則第1号。以下この項において「規則」という。）第99条の規定による委員の派遣、規則第159条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び規則第160条第1項の規定による議員の派遣（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害（負傷、疾病又は障害をいう。以下この号において同じ。）又は通勤による災害の場合
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合
- (3) 規則第2条第2項の規定により、出席できない期間を明らか

にして、あらかじめ議長に届け出ている場合

- (4) 前3号に掲げる事由に準ずる場合として議長が認める場合
 - (5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認める場合
- 2 前項の規定は、議会議員が議員報酬を支給されないこととされた月以降に最初に会議等に出席した日の属する月の翌月以降の議員報酬については、適用しない。

第6条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、高岡市議会委員会条例（平成17年条例第237号）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法により出席した場合は、費用弁償は支給しない。

第7条に次の1項を加える。

- 3 議会議員がその任期中に長期欠席した場合の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から当該額に6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6月以内の期間における議員報酬が第3条の2第1項の規定により支給されなかった月数を当該基準日以前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

現行	改正後	備考
<p>【中略】</p> <p>(新規)</p>	<p>【中略】</p> <p><u>(長期欠席による報酬の不支給)</u></p> <p><u>第3条の2 議会議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下この項において「閉会日」という。）までの間に開かれる会議及び委員会並びに高岡市議会会議規則（平成17年高岡市議会規則第1号。以下この項において「規則」という。）第99条の規定による委員の派遣、規則第159条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び規則第160条第1項の規定による議員の派遣（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 公務上の災害（負傷、疾病又は障害をいう。以下この号において同じ。）又は通勤による災害の場合</u></p> <p><u>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合</u></p> <p><u>(3) 規則第2条第2項の規定により、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ている場合</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる事由に準ずる場合として議長が認める場合</u></p> <p><u>(5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認める場合</u></p> <p><u>2 前項の規定は、議会議員が議員報酬を支給されないこととされた月以降に最初に会議等に出席した日の属する月の翌月以降の議員報酬については、適用しない。</u></p>	

【中略】

(費用弁償)

第6条 略

2 略

(新規)

(期末手当)

第7条 略

2 略

(新規)

【中略】

【中略】

(費用弁償)

第6条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、高岡市議会委員会条例(平成17年条例第237号)の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法により出席した場合は、費用弁償は支給しない。

(期末手当)

第7条 略

2 略

3 議会議員がその任期中に長期欠席した場合の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から当該額に6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間における議員報酬が第3条の2第1項の規定により支給されなかった月数を当該基準日以前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

【中略】

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。